

ひとり親家庭に向けた新たな支援施策について

新たに始まるひとり親家庭支援施策について、個別相談会を実施します。（市内3か所、同時開催。詳細は3月上旬にお知らせします。）

① 平成31年3月15日(金)18時～20時(予定) ② 平成31年3月17日(日)9時～16時(予定)

(場所)川崎市役所第3庁舎、多摩区役所、川崎市母子・父子福祉センターサン・ライブ(中原区今井上町1-34 和田ビル2F)

1 一時保育、病児・病後児保育の利用料金の減免の実施 (平成31年4月から)

児童扶養手当受給世帯が一時保育及び病児・病後児保育を利用した場合の利用料金について、市民税非課税世帯に準じた料金体系に変更します。

〔一時保育〕利用料金を免除
〔病児・病後児保育〕利用料金を2,900円から1,000円に減免

■一時保育事業

| 年齢区分 | 利用料(日額) | | |
|-------|---------|----------|--------|
| | 被保護世帯 | 市民税非課税世帯 | 一般 |
| 1歳未満児 | 0円 | 0円 | 2,900円 |
| 3歳未満児 | 0円 | 0円 | 2,500円 |
| 3歳以上児 | 0円 | 0円 | 1,500円 |

■病児・病後児保育事業

| 全年齢 | 利用料(日額) | | |
|-----|---------|----------|--------|
| | 被保護世帯 | 市民税非課税世帯 | 一般 |
| | 400円 | 1,000円 | 2,900円 |

| 利用料(日額) | |
|------------|--------|
| 児童扶養手当受給世帯 | 0円 |
| 市民税非課税世帯 | 0円 |
| 一般 | 0円 |
| 児童扶養手当受給世帯 | 1,000円 |

2 小・中学生を対象とした学習支援の実施(平成31年度から)

被保護世帯(生活保護受給世帯)の中学生を対象に実施している「学習支援・居場所づくり事業」と連携し、ひとり親家庭の小学生(5～6年生)及び中学生を対象とした学習支援を開始します。

【学習支援の概要】

〔対象者〕

ひとり親家庭の小学生(5～6年生)及び中学生

〔実施時間〕

- ・小学生 : 午後5時～午後6時
- ・中学生 : 午後6時30分～午後8時30分

※各実施場所において、変動する場合があります。

〔利用回数〕

週1～2回

〔学習形式〕

授業形式ではありません。1人の学習サポーター(大学生等)が2人程度の児童・生徒を教えます。

〔費用〕

無料

〔その他〕

その他、具体的な申込方法、開所日、実施場所等につきましては、平成31年3月上旬のお知らせの際に、御案内いたします。

※一時保育、病児病後児保育事業の制度の御案内は別紙をご覧ください。

3 通勤交通費助成・高校生等通学交通費助成制度の創設

(平成31年4月から)

市バス特別乗車証交付事業については、平成31年3月をもって終了します。平成31年4月からは、次のとおり対象者を限定した上で、市バスに限らず公共交通機関を利用した交通費を助成する事業を開始します。

◆「通勤交通費助成制度」

ひとり親の就労による自立に向けて、児童扶養手当を受給する親のうち通勤手当が支給されない方に対して、市バスに限らず、鉄道等を含めた公共交通機関を利用する通勤交通費の実費負担について助成します。

(上限 8,000円/月)

◆「高校生等通学交通費助成制度」

子どもの将来の自立に向けた取組について重点化を図るため、児童扶養手当受給世帯の高校生等を対象として、市バスに限らず、鉄道等を含めた公共交通機関を利用する通学定期券相当額について助成します。(当面は上限を設定しません。)

| | | 市バス特別乗車証 (平成31年3月末で終了) | 新制度※2 (平成31年4月から) | |
|--------------------|-----------------------|---------------------------|------------------------|-------------------------|
| | | 親・子 (家族で1枚に限る) | 通勤費助成 (償還払) | 通学費助成 (償還払) |
| 対 象 者 (児童扶養手当受給世帯) | | | 親 | 高校生等 ※3 (全員が対象) |
| 利用目的 | 通勤 | ○ | × | |
| | 通勤手当不支給 (一部不支給も含む) | ○ | ○ (経路・距離等認定条件あり) | |
| | 通学 | ○ | | ○ (経路・距離等認定条件あり) |
| | その他 | ○ | × | × |
| 対象交通機関 | 川崎市バス | ○ | ○ | ○ |
| | 民間バス等 ※4 | × | ○ | ○ |
| | 鉄道 (JR・私鉄等) 等 ※5 | × | ○ | ○ |
| 限 度 額 等 | | 乗車証配布 | 8,000円/月 (市バス定期券相当) | 当面なし (制度存続に必要な場合は検討) |
| 制度の併用 | | | ○ | |

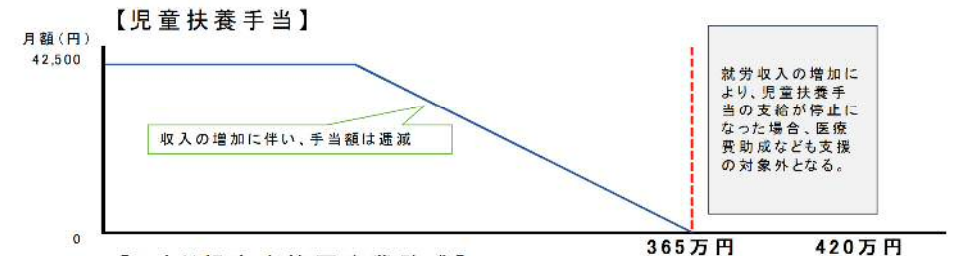
- ※1 ○:適用 ×:非適用
 ※2 被保護世帯除く
 ※3 高等学校 (定時制含む)・特別支援学校の高等部・高等専門学校 (1~3学年)・専修学校 (高等課程) 等で児童扶養手当支給要件に該当する児童
 ※4 市外の民間・公営バス等含む (普通料金のみ)
 ※5 市外の鉄道・モノレール等含む (普通料金のみ)

4 ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和

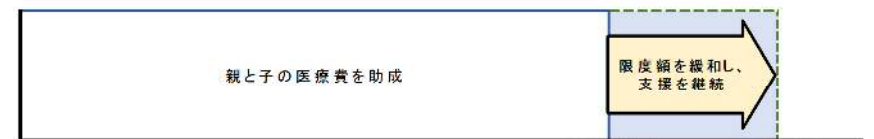
(平成32年1月から)

自立に向け取り組むひとり親家庭が、安定した生活を営んでいくためには、生活基盤を支え、健康面での安心の確保につながる取組が重要であり、自立に向け取り組む意欲を支えるため、親と子の医療費助成制度であるひとり親家庭等医療費助成の所得制限を緩和します。

【親1人子ども1人の場合の所得制限に係る収入の目安】
 365万円から420万円に緩和



【ひとり親家庭等医療費助成】



【親1人子ども1人の場合の所得制限に係る収入の目安】

◎所得限度額

| 扶養人数 | 現行制度 | | 制度拡充後 | |
|------|------------|------------|------------|------------|
| | 収入額 (目安) | 所得限度額 | 収入額 (目安) | 所得限度額 |
| 0人 | 3,114,000円 | 2,000,000円 | 3,725,000円 | 2,440,000円 |
| 1人 | 3,650,000円 | 2,380,000円 | 4,200,000円 | 2,820,000円 |
| 2人 | 4,125,000円 | 2,760,000円 | 4,675,000円 | 3,200,000円 |
| 3人 | 4,600,000円 | 3,140,000円 | 5,150,000円 | 3,580,000円 |